

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書 概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人獨協学園 姫路獨協大学
法 人 代 表 者	学長 井上 清美
担 当 部 署	事務局総務部
お 問 合 せ 先	079-223-2211

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守※」	4-1	「遵守※」
		4-2	「遵守※」

「遵守※」：下位の項目に達成できていないものがあるが、当該の原則を遵守していると判断した場合

3. 遵守状況の確認フロー図

- 担当部署: 遵守状況の点検、報告書の作成
↓ (報告)
- 学部長等会議・評議会: 遵守状況の確認・了承
↓ (学内での報告)
- 各教授会、事務連絡会議
↓ (HP公表) ※学園本部へ公表報告
- ステークホルダー

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学では、法人において、建学理念、寄附行為等の基本に沿って自律的な学校法人を運営するため、教育研究・施設設備・財務等の事業を定めた中長期計画を策定し、これを基に毎年度事業計画を策定公表しています。また、その結果について毎年度の事業報告にて公表することでステークホルダーの理解を得る努力を継続しており、基本原則を満たしていると判断しています。

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、中長期計画を策定し2年毎に見直しを実施しています。当該計画の進捗状況及び実施結果詳細を外部に公表するには至っていませんが、毎年度の事業報告書において、中長期計画で定める事業のうち進捗のあったものを中心に本学ウェブサイトに掲載しており公表することでステークホルダーの理解を得る努力を継続しており、遵守原則を満たしていると判断しています。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学では、社会環境の変化に対応するための多様な人材を育成することや、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献しています。これらを実現するため、教育カリキュラム等の見直しや地域社会等との連携強化を継続して取り組んでおり、基本原則を満たしていると判断しています。

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、法人の建学理念に則り、広く社会又は地域にとって有益な人材の育成を目的に教育カリキュラム等の見直しを継続し、認証評価機関による評価結果を教育活動の改善に繋げており、遵守原則を満たしていると判断しています。

遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、地域連携・地域貢献の基本方針を策定し、支援体制が整備できています。また、地域社会の要請を踏まえた教育研究活動等の成果を還元するための公開講座の実施や、市民講座、ボランティア活動、地域連携プログラムへの参画のほか、自治体と協定書を締結し、地域社会が求める具体的な活動を実施するなど、「公私協力方式」で設立した本学の役割を積極的に果たしており、遵守原則を満たしていると判断しています。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学では、信頼性・透明性を確保するため、法令の遵守及び体制整備に努めています。また、法人においては、理事会における理事の執行監督機能の向上、監事機能の実質化、不正防止制度整備、積極的な情報公開について継続して取り組んでおり、基本原則を遵守していると判断しています。

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、私立学校法改正、各種法令改正及び私大連等の監事監査ガイドライン改正に合わせ、寄附行為をはじめとする諸規則の見直しを適切に実施しています。また、監事監査機能の向上・実質化のため、内部監査室や会計監査人との三様監査体制を構築しており、遵守原則を満たしていると判断しています。

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、不正発生防止及び不正発生時の対応を目的に各種諸規則を整備しています。また、重要な法令改正内容等について教職員への周知徹底、役員及び職員の利益相反に係るチェックを毎年度会計監査人の指導の下で実施していることに加え、理事会において個別事業リスクを審議する等、遵守原則を満たしていると判断しています。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、情報公開にあたり公開方法の工夫改善を継続しています。また、法令で定められた財務書類等の公開の他に認証評価結果等、学外からの評価についても積極的に公開する等、遵守原則を満たしていると判断しています。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学は、一部遵守原則の目的の達成が限定的となっていることから、基本原則についても遵守が限定的と判断しています。今後も継続して一部途上の体制強化に向けて鋭意検討を進めてまいります。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守※」
エクспレインの種類	一部もしくは全ての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、ダイバーシティ推進体制に一部取組途上にありますが、学園本部において、政策執行状況の確認について、月次決算を作成し必要に応じ理事長や学園本部事務局長(財務担当理事)に報告できる体制にあります。また、これまでの寄附行為をはじめとする諸規則改正及び体制整備により、理事会、評議員会、監事等の機能の実質化を図っています。この他、経営情報については諸会議を利用した情報伝達、ホームページに公開する等、自律的な運営を実施しており、遵守原則を満たしていると判断しています。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守※」
エクспレインの種類	一部もしくは全ての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、学生生徒納付金以外の収入の多角化として、経常費補助金等、外部資金の獲得に向けた取組を継続強化する他、多様な寄付金を募る体制を整備し、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努めています。一方、情報セキュリティ体制の強化については一部取組途上にありますが、遵守原則を満たしていると判断しています。